

議 長 日程第6「議案第28号松田町長の在任期間に関する条例を廃止する条例」
を議題といたします。町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第28号松田町長の在任期間に関する条例を廃止する条例を別紙のように
定める。令和7年5月22日提出。松田町長、本山博幸。

提案理由。地方自治法第74条第1項の規定による松田町長の在任期間に関
する条例改廃請求書を受理したので、同条第3項の規定により提案するもので
ございます。

よろしく申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは、議案第28号松田町長の在任期間に関する条例を廃止する条例につ
きまして、その概要を御説明させていただきます。地方自治法第74条第1項の
規定に基づき、松田町長の在任期間に関する条例の廃止に係る直接請求である
松田町長の在任期間に関する条例改廃請求書を令和7年5月2日付で受理しま
した。同条3項の規定により提案するものでございます。

恐れ入ります。議案を2枚おめくりいただきまして、3枚目の意見書のほう
をごらんください。

地方自治法第74条第3項の規定による意見書を次のとおり付する。意見書。

1、条例制定の経緯。

松田町長の在任期間に関する条例は、平成25年9月8日執行の松田町長選挙
で、立候補者本山博幸（現町長）が選挙公約としていたもので、本選挙で当選
した本山博幸町長が平成26年第1回松田町議会定例会に提案し、可決されたも
のです。提案理由は、「幅広い権限を有する町長が長期にわたり在任すること
による弊害を防止し、町政運営の活性化及び町の更なる進展を図るため」とい
うものでした。

本条例は、多選を禁止する、多選禁止条例ではなく、多選を自粛する、多選
自粛条例としているため、憲法に抵触せず、地方自治法及び公職選挙法にも抵
触しない、合憲かつ合法の条例として提案されました。また、その適用につい
ては、「公布の日から施行し、同日に町長の職にある者について適用する」と

しており、本山博幸町長を除く被選挙権を有する者の立候補を妨げない条例となっています。

議会では、長期にわたり町長に在任することの弊害、連続して3期を超えて在任することのないよう努めるとした努力規定として制定すること及び本山博幸町長のみ適用される条例を制定することの意義などについて審議され、平成26年3月6日に可決され、同年3月19日に公布されました。

2、意見。

本条例は、1に記載のとおり、憲法に抵触せず、地方自治法及び公職選挙法にも抵触しない、合憲かつ合法の条例であり、かつ、町長部局から条例の制定を提案し、議会において審議がなされた上、可決されたものであるため、積極的に廃止すべきものではないと考えます。

しかしながら、地方自治法第74条第1項による本条例の廃止に係る直接請求書が提出されたことは、町行政としても町民の意見として重く受けとめる必要があるため、請求された町民の皆様の考えを尊重し、本請求に沿った検討を行うことも必要と考えます。

すみません。2ページ戻っていただきまして、議案本文2ページを御覧ください。

松田町長の在任期間に関する条例を廃止する条例。松田町長の在任期間に関する条例（平成26年松田町条例第1号）は、廃止する。附則。この条例は、公布の日から施行する。

なお、一番最後に参考資料をつけさせていただいておりますが、先ほど全員協議会で御説明したものと同様のものがございます。後ほど御高覧をいただければと思います。

説明は以上となります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長 担当課長の細部説明が終わりました。議案第28号については地方自治法第74条第4項の規定により、請求代表者に意見を述べる機会を与えることとなっております。

お諮りいたします。請求代表者に意見を述べる機会を与える日時、場所につ

いては、本日午後2時以降松田町議会議場で行い、意見を述べる時間については15分以内としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。請求代表者に意見を述べる機会を与える日時、場所については本日午後2時以降、松田町議会議場で行い、意見を述べる時間については15分以内とすることに決しました。

ここで暫時休憩いたします。15分より再開いたします。(13時58分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。(14時15分)

松田町長の在任期間に関する条例改廃請求書が提出されておりますので、請求代表者鍵和田時義様に議場への出席をしていただいております。

これより、請求代表者の意見陳述を行います。

議案第28号松田町長の在任期間に関する条例を廃止する条例については、地方自治法第74条第4項の規定により、請求代表者に意見を述べる機会を与えることとなっております。請求代表者は鍵和田時義さんであります。意見陳述の時間は15分以内となっております。

それでは、登壇の上、意見を述べてください。請求代表者、鍵和田時義様。お願いいたします。

請 求 代 表 者 慣れないものですから大変厄介をかけます。おわび申し上げます。

いずれにしても、今日傍聴席にお出でになる方々も本当に心から御苦労さまということをお願いののですけれども、本当に俺は御苦労をかけたのかなと、こういうふうに思うものであります。

ぜひ皆さん、年寄りの言うことですから、ひとつ、万一分かりましたというところは大きな声で分かりましたということで、お願いを申し上げたいと思います。

本当に心から御礼を申し上げます。

私が申し上げたいことは、本当に世話を焼いていただきながら傍聴者の皆さんにもこういうことをお伝えすることを年を取ったものだなと心から思います。したがって、どうぞお許しいただきまして、今日、私が皆さんに申し上げ

たいことは、意見として、町政に誤りがなく、施策に万全の・・・をもって期待することでございます。

ぜひ、現町政を続行していただけますようお願いを心から申し上げます、御挨拶に代えます。

お願いいたします。

申し訳ありません。別紙がついておりましたものを、今、読み上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

松田町長の在任期間に関する条例改廃請求の要旨、これをまず申し上げます。

「松田町長の在任期間に関する条例」は町長の任期の上限を設けることで、町政運営の長期的な継続性や安全性を損なう可能性があります。この条例が適用されることで、重要な施策が中断されたり、町の将来計画が途切れる懸念が生じます。また、住民が選挙を通じて自由に代表を選ぶ基本的な権利が制限されることになり、地方自治の本旨である「住民自治」や「民主主義の原則」に反する側面があると言えます。

さらに、現在の選挙制度においては、候補者の政策や人柄を住民が直接判断し、自由に選択する仕組みが整っています。多選を理由に候補者を排除することは、住民の自由な意思表示表明の機会を奪う行為とも解釈をされます。

また、選挙自体が民主的なプロセスであり、必要であれば住民は多選を選択しないという判断を下すことも可能です。そのため、条例による制限は過剰であり、不必要であると言えます。

町民がより自由に意思を反映できる公正な選挙環境を整えることが、自治体の健全な発展にとって重要です。このため当該条例を廃止し、住民自治と民主主義の基本原則を尊重した政治環境を構築することを強く求めるものであります。

以上であります。

議長 よろしいでしょうか。請求代表者の意見陳述をこれで終わりにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」 の声多数)

請求代表者の意見陳述が終わりました。

これより、請求代表者の御意見に対する質疑に入ります。

(「なし」 の声あり)

ございませんか。では、請求代表者の御意見に対する質疑は終了といたします。

それでは、鍵和田時義様にはこれにて退場していただきたいと思います。どうもありがとうございます。

(請求代表者退場)

それでは再開し、これより質疑に入ります。これは提案者に対する質疑でございます。質疑ございませんか。

11 番 飯 田 この件に関して質問させていただきます。今回、町民から平成26年3月に制定されました町長の在任期間に関する条例に対し、町長の在任期間条例改廃請求が出され、これを受けて町長は、町長の在任期間を排除する条例を今回提出されました。

その中で、意見書の中の経緯に関しては特に問題ありませんが、最後の2番の意見の中でお伺いしたいと思います。最後の行のほうで、「請求された町民の皆様の考えを尊重し、本請求に沿った検討を行うことも必要と考えます。」とありますが、この「検討」という意味はどういうふうな。もう少し具体的にお伺いできたらと思いますが、いかがでしょう。

総 務 課 長 飯田議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回の直接請求の本請求はあくまでも松田町長の在任期間に関する条例の廃止に関する請求でございます。ですので、その廃止に沿った討議をしていただくことも必要ということで、そのような形で記載させていただいています。

11 番 飯 田 ということは、この検討は議会に対して検討してくれということで理解してよろしいですね。そうしますと、まず、そもそも町長の在任期間に関する条例は、町民が求めて作られたものではなくて、町長自身が自分で自分に課した条例だと理解しております。

今回、町民の方から出された、町長の在任期間に関する条例改廃請求は、町民の方の町長に対して、もう一期頑張って町のかじ取りをお願いしたいというラブコールだと思っております。

町民の思いに対し、この意見の中では、町民の思いに対し、町長のはっきりした回答はありません。検討とはそういうふうないきさつがあつて、ではその検討を議会がどこまでやればいいのか。それで、こんなこと言つてはおかしいのですけれども、町長が自分で決めた条例に対して、議会がどうして検討をしなければいけないのか。

それと、早い話が、議会にげたを預けた。それで、議会でいろいろもんでもらつて、議会のどういう報告になるかわかりませんが、その決定に従うと。そういう意味かもわかりませんが、それはどんな結論であつても従いますという意見かと思ひます。

特に、今まで、周りを見ていまして、こういう改廃の条例が出たところはないですよ。自肅条例をつくつて終わるのだけれども、それは法的に拘束力ないので、別に自分でそういう条例をつくつて、選挙だからとつて、自分が出馬した。それは別に選挙違反でも何でもないので。

川崎にしても、厚木にしても、藤沢にしても、皆そうですよね。それで、何故わざわざここで、町民からの改廃の要望が出たからこういう流れになつたと思うのですが。もしそれがなかつたとしたらそういう条例を残したまま町長をもう一期やる気があれば、出馬という形になつたと思うのですが。その辺はいかがですか。

総務課長

まず初めに、今、飯田議員のお話の中で、まず直接請求のお話をさせていただかなければいけないかと思ひます。直接請求は地方自治法の74条に規定がありまして、要は、普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、その総数の50分の1以上の者の連署をもつて、普通地方公共団体の長に対して条例の制定とか改廃の請求をすることができます。

そして、第3項におきましては、普通地方公共団体の長は、第1項で、請求を受理した日から二十日以内に議会を招集して、意見を付して、これを議会に

付議しなければならないという規定がございます。

この付議というのは、議案など毎回会議にかけることで、議会の議決をもって、決定をもって対応するという形なので、今回は直接請求、地方自治法の規定に基づき、直接請求、請求ございましたので、町のほうからそれに伴った形での付議を提案させていただいているところでございます。

以上です。

11 番 飯 田 それは分かっています。分かっていますけれども、町民からのそういう請求に対して、それだけではなくて、町民の熱い思いも中に入っているわけですよ。そういうことに対して結論的にはそう改廃だと思いますけれども、その意味合いはどうかということ、できれば町長にお伺いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

町 長 御質問ありがとうございます。もう11年くらい前の話ですよ。この条例を制定したときも飯田議員からも同様な質問があって、思い返せば、だなということもありますけれども。

自分自身が長くてもということで、3期12年ということで、何て言うのかな、勝手に自分だけを縛るのを条例化するのはなじまないとかという御意見も頂く中で、当時も最終的には議会の皆さん方にそれを決してもらって、今現在に至って、そろそろという状況になってきているのは、私も承知をしております。

ですので、入り口はそういうふうな形で、条例ということで、条例を制定させてもらったときにも、議員の皆さんたち賛否ありましたけれども、決してもらったということもありますから。

今回の住民の皆さん方から、スケジュール的に見ると約3週間の間で400名以上の方々のそういった署名を頂いた内容がこのように我々のところに上げてきた以上は、やはり決まったときも議会の皆様方であるので、これを尊重した格好で、議会の皆さん方に御判断頂きたいということで出させてもらっています。

飯田さんが多分求めているのは、では、町長自身はどう考えているのよと。多分そういうことだろうと思いますけれども。今日は直接請求に対する改廃に

についての議論を求めているものでございますので、そのような御判断を頂いて。

私は私の中で、やはり12年というゴールがあるというのは当然承知した中で、今も全力を尽くしているところでございますので。ここで、では先になんていう話になってくると、またいろいろなことが歯車がおかしくなってしまう可能性があるのです。最後までしっかりとやっていきたいと考えています。

以上です。

- 11 番 飯 田 特にさっきも言いましたけれども、今の時代にそぐわない条例になっているということで、これはこれでいいのかと思いますが、今回今言われましたように、改廃の件についての議題ですので、まだ他にそれに関連して聞きたいこといっぱいあるのですが、また次の機会にしたいと思いますので、今日は以上で終わります。

ありがとうございました。

- 議 長 はい。ほかに質疑ございますか。

- 3 番 吉 田 令和3年2021年4月の「広報まつだ」で町長のコラム、「鼓動」の中で、松田町3月議会において、新松田駅周辺整備事業について、「町議会は“時期尚早である”ということを理由に予算を削除したため“未来へのトビラが閉ざされました”。」という内容のコラムがございました。

これは「広報まつだ」という公の広報誌で、議会批判がなされているという捉え方ができるところでございます。これは二元代表制を取っている地方自治においていかなものかと当時考えておりました。

さて、今回、この条例については、選挙公約の流れの中で提案されたものであり、多選による弊害について、条例制定時に提案理由として丁寧に説明されております。そのことから本請求について検討を求めるというのは、一体どういことなのかという疑問が一つございます。それについて解説していただけるものなら解説していただきたい。

それと次は、またこのような条例が、こういうたびがあるごとに変えられるというものは、町の政治としていかなものかと思っております。それについて御意見を伺いたい。

3点目として、行政の執行については、首長一人の判断ではなく、その行政、松田だったら町組織として進められているものであり、多選の弊害を考えるとということならば、組織体制の形をつくるということがあるにしても、組織として進めていくものであるのだから、例えば、そのために後継に譲るとか、そういうことを考えるべきものであると思いますけれども。その辺についてのお考えを伺いたい。

町長 御質問ありがとうございます。今回は、先ほども普通に意見書の中にも書かれているというか。意見書で皆さん方にお話ししているように、私としては積極的に廃止すべきものではないという意見というか考え方当然を持っています。

ただ、法律の中で、地方自治法の第74条第1項の条例に基づくとということ、直接請求が上がっている以上は、そのルールに基づいてこのような格好で皆さん方に御提案をさせてもらっていると御理解いただければ、その質問は多分承知していただけるのではなかろうかと思うのが、1点目。

二つ目。町の政治についての話が、変えられると言いましょか、話がありましたけれども、実際のところは町民の方々の御意見を頂きながら、私だけ、さっきの組織と、2番と3番似たようなものでしょうけれども、首長の判断だけではなくて、組織をつくりながらやっていますし。

これまで11年とちょっとですけれども、初めのあたりも含めて踏まえた中でいろいろなやらなければいけないことを掲げさせていただく途中に、議員の皆さんたちから御意見を頂いて、そこで否決を頂くことも当然あり。それはもう、当然我々の説明不足であったり、準備不足であったりだとかということは反省しながら、今現在に至っているということでもありますので。

多選の弊害ということからすると、実際のところは議員の皆様方のおかげで弊害なく進めてきてくれているのではないのかと考えています。

三つ目ですけれども、後継に譲るということについては、当然そういった時期が必ず来ると思いますので、その時期に沿った格好で、適切な人がいれば、対応していくことになるのではなかろうかと考えています。

以上です。

議 長 よろしいですか。

9 番 井 上 3点ほどお伺いをさせていただきたいと思います。

まず1点目で、ここで多選自粛条例の廃止の請求に対する町長からの議案が上程をされております。そこで、町長の地方自治法第74条における考え方を伺いをしたいと思いますが。

地方自治法というのは、御存じのとおり、民主主義の基盤となるべき重要な法律だと私は思っております。ここでやはり地方自治法第74条で、条例の制定・改廃請求という条例がありますのは、これはやはり住民の権利のため、少数の人々に対しても50分の1という中で、そういった請求ができるという考えから法律で決まっていると私は考えております。

これに対しまして、本山町長は今回のこの議案第28号において、これは本山町長がみずから制定された多選自粛条例であります。こういった多選自粛条例をみずから廃止をしないで、こういった住民請求による50分の1以上の署名をもって、ここで議会に上げられるということは、私は非常に民主主義に対する考え方が違うのではないかと考えますので、ぜひその点についてのお考えをお伺いをしたいと思います。

2点目としましては、意見書の2ページ目です。「議会において審議がなされた上、可決されたものであるため、積極的に廃止すべきものではないと考えます。」とありますが、これはやはり町長部局のほうで考えられた文面なのかと思いますが、このところの「積極的に廃止すべき」というものを、町長のお言葉で、どのように考えられるのかを、2点目としてお伺いをします。

3点目として、やはりここで条例として上程をされたということであるならば、この9月に来ます町長選挙に対しての立候補の表明をどう考えるか。今ここで、この議案第28号をこれから私たちは審議し、採決するわけですが、もし、もう出ないよということであるとするならば、議案第28号に対する議会の考え方としては違ったものになるかもしれません。

4期目に表明されるのかどうか。3点目としてお伺いをいたします。

町 長 御質問にお答えをさせていただきます。

1点目。多選自肅条例の制定については、当時は井上さんは議員でなかったから分かってらっしゃらないかもしれませんが、当時の議会で議決を頂いている案件でございます。

ですので、それも地方自治法第74条、第74条ではなくてか、の議会で認められた条例でございますので、今回も同様に、今度は違う、地方自治法第74条ということの条例に基づいて、町民意見をこういった格好で請求頂きましたので、また議会の皆さん方に御判断頂くということで、議案上程をさせていただいているということになります。

そのときに、例えば、議会さんに上げずに、条例制定というのがされない可能性もあったわけです。反対ということもあったわけですが、当時の議会では最終的な賛成多数で議決をされたといういきさつがありますので、これは承知しておいていただきたいと考えます。

2つ目、積極的ではないという文言についての言葉をどう考えているかにつきましては、この言葉のとおりでございます。

3点目、町長選挙のことについての話がありましたけれども。これはそれを基に判断するということよりも、今回は町民の皆さんたちから直接請求されたことについての改廃について御議論いただければと賜ります。

以上です。

9 番 井 上 まず1点目は、11年前の時点で出されたということに対してどうのこうのという話ではなく、この地方自治法第74条に対する考え方の中で、こういった、例えば、第74条の住民の条例制定、例えば、この地域には保育園が欲しいから、ぜひこれを50分の1以上の署名をもって、町に上げて、ぜひ保育園を整備したい。

そういう、それぞれの地区の住民の要望を民主主義の中でどうやって条例化していくか。現実化していくか。そういった考えのものと地方自治法第74条だというふうに考えるのです。

そういったものと、今回の多選自肅条例の廃止の直接請求、それを考えた場合に、町長はどのように考えるか。のことはお伺いをしましたので、再度お答

えを頂きたいと思います。

3点目はもう少し明確に、出るのか出ないのかのお答えでお願いをしたいと思います。

町 長 では、3点目から答えましょうかと言いたいですけれども、まず一つずつ順番で。

おっしゃるとおり、今回の50分の1という数字の中から、400名近い方々の署名を頂いたということで請求されていますけれども。この内容は先ほど言われているような状況の中で、例えば、幼稚園の話が出ましたけれども。

幼稚園、認定こども園化したいよとかいう話になったときに、何が必要かという、結局予算であったりとかというときも当然あると思うのです。そうすると、当然、我々は吟味しながら、提案しながら、こんな提案が直接請求で来ましたということに対して、私が「これはさ」ということは100%多分ないと思います。

必ず議会の皆さん方にちゃんとお声を届けて、その中で議員の皆さん方に御決断いただければということになりますので。今回の直接請求が出たから、これだけのために出しているという、そういうことをやる人間ではございません。

以上でございます。

3つ目については、先ほど、飯田議員の質問にもそういった格好でお答えした以上、飯田議員に対しても失礼ですから、お答えはさしひかえたいと思います。

以上です。

9 番 井 上 終わります。

議 長 よろしいですか。ほかに質疑はございますか。

8 番 田 代 質問というよりも私の考えをお伝えしたいと思います。

県内の多選自粛条例については、2007年、平成19年に厚木市長が。翌年の2008年、平成20年には大和市長が。お二人の市長は自らの任期を、3期、12年とする条例を制定しています。

この厚木市長と大和市長は、当時の現職の市長が4期目に出馬する際に、多

選の弊害を訴えて、お二人が初当選されております。そのときに自肅条例を制定しております。

その後、皆さん記憶に新しいと思うのですが、4期目に入り、厚木市長は任期前に自ら廃止する条例を提案。大和市長は、大和市の自肅条例は、議会提案ということで、双方の廃止条例が可決されております。要は、自肅条例、3期あったのですが、厚木市長も大和市長も4期目の選挙で当選されております。

松田町におきましては、条例改廃請求代表者より、今回、町長3期目満了前に、今回の廃止条例が提案されました。この自肅条例の廃止については、県内では、最近では3種類の方法があると私は認識しております。

それで、この多選自肅条例、これについては市長や町長が自ら制定した条例でございます。あくまでも努力規制です。憲法や法令には抵触しません。仮に廃止条例が、あくまでも仮にですよ、否決になったとしても4期目に出馬はできます。

厚木市長や大和市長のように多選自肅を覆して4期目に挑む場合は、選挙で住民から審判を仰ぐという考えに、私は同感しております。

したがって、この廃止条例の採決について、私は退席させていただきますので、ご承知おきください。よろしく申し上げます。

議 長 承知はしませんが。

ほかに質疑ありますか。

10 番 南 雲 多選自肅条例、町長部局から出されたわけなのですが、そのときの町長のお気持ちをお聞かせください。

町 長 そのときのですから、ちょっと変わってたら申し訳ないです。何となく記憶を思い返すと、どうしても物事にやるには時間がかかるというのは承知はするのですが、期限意識を持って行かなくてはいけないというのが、多分第一場面にあったのではなかろうかということと。

行政の停滞であったり、マンネリ化だったりということを、当時はいろいろな方から、まあ支援者と言ったほうが分かりやすいですね、その人と聞いて

て、当時は行政に対する素人だったので、そういうことなのだ。

であれば、当時は、本当に支援をされた方々の御意見に従う中で、行政運営していきながら、困った人たちに対しての対策をしていかなければいけないのだということ、ずっと当時はそういうふうに思っていましたので。

その中で、その当時は、多選の弊害というものについても、当時は難しい言葉で。何かこう、長くやることがまずいのではないかという、ざっくりそういうイメージを持っていたような記憶はありますので。

当時は本当に長期で、前任者である町長さんも16年という長きにわたって町長の任をやられてきたことを、やりながら考えると、いや、俺はあの年齢で16年もやるというのはちょっと信じられないと。すごいことだなと。逆にリスクト、逆に長くやればやるほどリスクトしていました。

なので、名誉町民に推挙させていただいたということもありますので、やはり当時と、やはりやった者でなければ分からない感覚というのは、今になってというか、期数を重ねながらそういうふうな思いがあるということ、昔を思い出すとそんな感じで。ちょっと生意気だったかもわかりません。そんな感じだった記憶があります。

以上です。

議 長 よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

質疑を打ち切って、討論に入ります。討論ございませんか。反対の方の討論を最初に。ございませんか。では、賛成の方もどうぞ。もし、討論がありましたら。

12 番 寺 嶋 それでは、討論を行わせていただきます。12番、寺嶋正。

議案第28号松田町長の在任期間に関する条例を廃止する条例に賛成の立場から討論を行います。公職選挙法及び地方自治法では市町村長の任期は4年（地方自治法第140条）と規定されています。原則満25歳以上の被選挙権を有し、国内の誰でも立候補できます。

市町村長の職務兼任は市町村を代表する6人制の執行機関として、市町村の

組織を統括し、事務を管理し、執行します。予算の提案、執行、条例の制定・改廃の提案及びその他議会の議決にすべき事件について議案を提出したりすることができます。

現条例の第1条は町長が町の事務の管理及び執行に関し、幅広い権限を有する地位にあることを鑑み、町長の職に同一の者が長期にわたり在任することにより生ずるおそれのある弊害を防止するため、町長のみ在任期間について定め、もって町政運営の活発化及び町のさらなる進展をはかることを目的とするとありますが、一概に言えないと思います。

弊害があると感じていれば、町長が辞めるか立候補しなければよいのではないかと思います。

第2条では、町長の職にある者はその職に連続して3期を超えて在任することのないように努めるものとすると思いますが、拘束力がなく、立候補の妨げになると思います。

選挙では町民の方々に1期4年ごとに判断していただくこと。次の町長を縛る条例は廃止することなどを申し上げ、町民の意見を尊重して、賛成討論いたします。よろしくお願いします。

議 長 ほかに討論ございますか。討論を打ち切って採決を行って構いませんか。

(「異議なし」の声多数)

討論を打ち切り、採決を行います。議案第28号松田町長の在任期間に関する条例を廃止する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開時間は15時10分とします。本会議場、15時10分です。すみません。 (14時56分)